

5. 地域生活支援事業の請求について

地域生活支援事業の大分市への請求は国保連を通さないため、大分市へ直接請求書を提出します。サービス提供月の翌月10日までに必ず請求書をご提出ください。請求が月遅れになる場合等は、理由書をいただくことがあります。

その後、請求書類の審査が終わり次第指定口座へ振り込みます。なお、振込予定日は請求書を提出いただいた月の翌月末に振込を予定しています。

【請求に必要な書類】

- ・地域生活支援事業請求書(各事業所1部)
- ・地域生活支援事業明細書(各利用者1部)
- ・提供実績記録票(各利用者1部)



(1) 請求における留意点(共通)

①実績記録票の押印は鮮明に

請求審査時に、実績記録票の押印により利用状況を確認しています。押印が鮮明でない場合、判断ができないことがあります。実績記録票の押印は鮮明にお願いします。

実績記録票に訂正箇所がある場合は二重線で消したうえで訂正印を押印してください。なお、実績記録票は利用者が確認すべきものですので、訂正する場合も利用者に確認をしたうえで訂正(利用者の訂正印)をしてください。また、請求書や明細書が訂正後の金額・内容であることを確認してください。

②契約支給量

国事業においても同じですが、契約量以上のサービス提供はできません。必ず、契約支給量内でのサービス提供をお願いします。なお、請求明細書や実績記録票に契約量を記入する欄がありますが、契約量を変更した場合は、記入の変更も忘れずをお願いします。

また、契約をする場合は、他事業所との契約を確認してください。

③指定事業所番号

国と地域の事業所番号は異なります。数字の始まりが441(442・443)・・・で始まる番号は国の事業所番号です。446・・・で始まる番号が地域の事業所番号です。

④時間区分の取り間違いについて

▲▲時間超 ■■時間以下の考え方の間違いに注意してください。

(例) 利用時間3時間→○2.5時間超3時間以下
×3時間超3.5時間以下

⑤地域生活支援事業の上限額管理について

利用者負担上限額管理について、事業所によっては現在も上限額管理結果票を提出していただいておりますが、事業所の請求書提出と市での上限額管理の確認に時間差があります。お手数ですが、上限額管理が生じた方には上限額管理結果票を請求の際に添付をお願いします。

⑥事業費単価の一部変更について

・移動支援（個別支援の場合）

8時間以下		8時間を超える
30分以下	1,520円	15,020円+750円（30分毎）
30分を超える	1,520円+900円／（30分毎）	

*グループ支援の場合はヘルパーに対する利用者の割合に応じて単価が異なります。

・地域活動支援センター

Ⅱ型	Ⅲ型
2,570円（4時間以下）	3,470円（1日）
4,280円（4時間超6時間以下）	
5,570円（6時間超）	
420円（食事提供体制／1食）	
400円（入浴加算／回）	
540円（送迎加算／1人片道）	

・訪問等入浴サービス

訪問入浴サービス	施設入浴サービス
12,590円／回	6,950円／回

・日中一時支援

区分により1回あたりの単価は異なります。

また、重度心身障害者（児）につきましては重心単価が設定されています。

(2) 移動支援に関する留意事項

① 2人介護について

請求時の実績記録票の記載には、サービス提供時間の長い担当者を一人目、短い方の担当者を二人目として計算してください。記載の日時については、日付順に記載し時間が異なる場合は二段書きで続けて記載してください。

※請求書等の様式で印字が鮮明でない場合は、様式を大分市ホームページに掲載（下記参照）しておりますので、ダウンロードしてください。

大分市ホームページ>仕事・事業者>障害福祉関係事業者>障害福祉サービスを提供する事業者の指定についてお知らせします>○地域生活支援事業関連 120~126に掲載

② 提供記録簿等の作成について

請求時に提出していただく実績記録票とは別に、サービスの提供時間や実施場所（行き先）、支援内容、担当ヘルパーの氏名等を記載した提供記録簿等をサービス提供日ごとに作成し、利用者よりサービス提供内容の確認の押印を受けたものを記録として残してください。